

平成 29 年 6 月 28 日

治山林道課長

平成 29 年度高知県森林整備保全事業に係る積算基準の改正について（通知）

このことについて、林野庁において、平成 29 年 4 月に森林整備保全事業標準歩掛等が一部改正されました。

つきましては、本県の森林整備保全事業に係る積算基準についても、下記のとおり改正内容の一部を適用することとしましたので通知します。

記

【補足】

同要領内の＜参考基準等＞第 2 設計書の単位(金額)については適用せず、従来通りの取扱いとする。

1. 適用する改正一覧

- ・森林整備保全事業設計積算要領の制定について
- ・森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて
- ・森林整備保全事業標準歩掛の制定について

2. その他留意点

- ・森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いに記載されている「施工地域が点在する工事の間接工事費の積算」については適用しない。
- ・林道工事の土工に関する歩掛については平成 27 年版治山林道必携による。
- ・積算にあたっては治山林道事業留意事項及びその他積算に関連する通知など各積算基準を参照すること。

3. 適用年月日

平成 29 年 7 月 1 日以降の設計積算に係るものから適用とする。